

アンケートとあわせてお読みください

本アンケートは、18 歳以上の市民の方の中から無作為に 3,000 名を選んで実施しています。ご回答は無記名で行われ、結果は統計的にまとめますので、個人が特定されることはありません。また、調査結果は本アンケートの目的以外には使用いたしません。

～ ごみ減量化・資源化アンケートのご協力について（ご依頼）～

私たちの暮らしから出るごみは、地球環境に大きな影響を与えます。ごみを減らし、再利用し、資源として活用することは、未来の地球を守るためにとても大切です。家庭や地域での小さな取組も広がれば、大きな成果につながります。

本市では、令和 4 年度から稼働した広域ごみ処理施設の処理能力に合わせ、平成 25 年度比「20%ごみ減量」をスローガンに、ごみ減量に取り組んできました。その結果、目標としていた令和 3 年度末には 25.4%減量、さらに令和 7 年度末時点では 34.8%減量を達成しています。これらの成果は、日頃からの皆さまのご理解とご協力、ごみ減量への取り組みの積み重ねによるものであり、心より感謝申し上げます。

このたび、本市では皆さまの日頃のご取組やご意見をお聞きし、本市で行っている様々な取組についての認知度や実践状況を確認し、より効果的な施策につなげたいと考えています。

また、プラスチックごみの分別収集は現在ペットボトルのみですが、本市の一般廃棄物処理基本計画（令和 5 年 3 月策定）において、「本市にとってより効果的な方法を検討する」とことと定めています。そこで、次ページに記載しております分別に係る様々な課題を踏まえ、市民の皆様の率直なご意見をお聞かせいただければと考えております。

以下に、アンケートの設問と関連のある事柄・取組を記載しておりますので、ご参考にさせていただきますよう、お願いいたします。



関連 問 8～10

👉「3R」とは

3R（スリーアール）とは、①発生抑制（リデュース(Reduce)「減らす」）、②再使用（リユース(Reuse)「繰り返し使う」）、③再生利用（リサイクル(Recycle)「再資源化する」）の 3 つの頭文字を取った言葉で、資源やごみの削減・再利用・再資源化の考え方を表しています。

- ① Reduce（リデュース）例：必要以上に作らない買わない、過剰包装を断る、食品ロスを減らす
- ② Reuse（リユース）例：古着を福祉団体に寄付したり雑巾やエコバッグにリメイクする、ジャムや調味料の瓶を保存容器や小物入れとして使う
- ③ Recycle（リサイクル）例：アルミ缶を溶かしてアルミ缶を作る、古紙を再び紙にする

市の取組① フードドライブ



関連 問 11

家庭で余っている食べきれない食品を持ち寄り、食品ロス※の削減につなげるとともに、それらを必要としている市内の福祉団体などに寄付する活動を実施しています。

市としては共催事業者と共に年 2 回（9 月と 1 月）、約 1 週間実施しています。その他市内各店舗でも実施されています。



くわしくはこちら

👉※「食品ロス」とは



関連 問 12

本来食べられる食品が廃棄されることを「食品ロス」といいます。主な原因は、手つかず食品の廃棄や食べ残し、過剰除去（大根の皮を必要以上にむくなど）です。令和 5 年度の日本国内の発生量は約 464 万トンで、1 人 1 日当たり約 102g（おにぎり 1 個分）に相当します。本市では、食品を無駄なく使う「てまえどり」運動を推進しています。

市の取組② 「てまえどり」運動



「てまえどり」運動とは、商品棚の手前にある商品や、賞味期限や消費期限が近い商品から順番に購入していくことで、食品ロスを減らす購買行動の一つです。本市では「てまえどり」を呼びかけるための啓発資材としてポップやポスターを作製し、市内各店舗に配布しています。



↑ 作製したスイングポップ

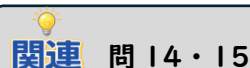
市の取組③ 「加古川市おいしい食べきり運動協力店」制度

本市では飲食店、宿泊施設、小売店から発生する食品ロスを減らすため、お客様と協力、あるいは協力を呼びかける取組などを推進する店舗を「加古川市おいしい食べきり運動協力店」として登録し、食品ロス削減と食べきり運動を推進していただいています。現在 156 の店舗、施設にご協力いただいています。



くわしくはこちら

市の取組④ 家庭用廃食用油の回収



本市では家庭から出る使用済み食用油（植物性）を回収し、持続可能な航空燃料（SAF）に再生することで、CO₂排出削減や資源循環型社会の実現に貢献する取組を実施しています。

● 回収場所

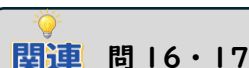
回収場所（3か所）		
加古川市役所	加古川西公民館	東加古川公民館

※令和 8 年 4 月から市内公立の小学校や保育所等の廃食用油も回収しています。



くわしくはこちら

市の取組⑤ リチウムイオン電池の分別



● リチウムイオン電池等の回収・廃棄方法



くわしくはこちら

	回収・廃棄方法
リチウムイオン電池 モバイルバッテリー (電池そのもの)	◆ リサイクルマークがあるものは電器店・ホームセンター等で回収 ※回収できる店舗等は QR コードのリンク先から確認できます ◆ 地域のごみステーションで、蛍光灯・電池類・ライターの収集日に出す
充電式の家電	◆ バッテリー部分が取り外せる場合は、バッテリーを上記の方法で処分し、本体は小型家電回収ボックス(縦 15cm、横 40cm の投入口に入るもの)か、燃やさないごみの日に出す ※大型のバッテリーはメーカーに処分方法を確認 ◆ バッテリー部分が取り外せない場合は、小型家電回収ボックスに出す

次ページに続く

● リチウムイオン電池が火事になる主な原因

➤ 物理的な衝撃

電池を落としたり、強い衝撃や圧迫を加えると発火することがあります。

ごみ収集車やごみ処理施設で圧縮や破砕される際に発火する恐れがあります。

➤ 過充電、過放電

電池を 100%満充電や 0%の状態で長時間放置することは、電池の劣化を早め、発熱、発火することがあります。

➤ 高温

熱い場所や、直射日光に当たったりすることで電池内が異常に高温になり発火することがあります。

➤ 破損、劣化

破損や経年劣化により、衝撃、過充電、高温による発火のリスクが高くなります。

※劣化等により電池が膨張する場合があります。少しでも膨らんでいる場合は、発火、爆発の危険性があるので、直ちに使用を中止してください。

「プラスチックごみの分別収集」（未実施）について

 **関連** 問 18～26

令和 4 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環促進法」は、プラスチックの設計・製造・販売から、排出・回収・リサイクルに至るまで、企業や自治体の取組だけでなく、一人一人の行動によっても資源循環を進めることを目的としています。

プラスチックの分別には、ご家庭での分別に係る手間や、収集にかかる費用※など多くの課題があります。

一方で、プラスチックを分別して再利用することで、石油等の化石燃料の使用を減らすことにつながります。

また、分別への意識を高めることは、ごみのポイ捨て防止や海洋ごみの削減にも貢献できると考えます。海洋に流れたプラスチックは生態系や漁業に影響を与えるため、こうした意識の向上は重要です。

 **関連** 問 21

 参考：プラスチック分別の実施例（現状の分別実施状況）

種類	スーパー（店頭）回収	購入元による回収	市による回収
ペットボトル	○	○	○
食品トレイ、パックなどのプラスチック製容器包装	○	○	—
ハンガー	—	○	—
おもちゃ	○	—	—

 **関連** 問 23・26

 ※プラスチックごみ分別収集にかかる費用について

プラスチックごみの収集・運搬や選別、再商品化にかかる費用は、他市の事例も参考に試算したところ、**本市では、毎年、年間約 3 億円程度かかることが想定されます。（週 1 回の収集であれば、1 世帯当たり約 2,300 円／年を負担する計算になります。）**

関連 問 24

参考：分別対象となるプラスチックの種類について

- ・ 容器包装プラスチック：商品を包む・守る、詰め替え用に使われるプラスチック
例：食品トレイやパック、食品包装用のラップ、発砲スチロール（商品の緩衝材）、シャンプー詰替袋など
- ・ 製品プラスチック：製品がプラスチックでできているもの
例：プラスチック製の収納ボックス、おもちゃ、バケツ、ボールペン（※次に説明あり）など

関連 問 24

参考：本アンケートで想定しているプラスチック分別収集は以下のとおりです。

（参考）複数の素材でできているプラスチック製品の分別例（ボールペンの場合）



細かく分別が必要

- ・ 外側のプラスチック部分（プラスチックとして分別収集）
- ・ ゴム部分（燃やすごみ）
- ・ バネ部分（燃やさないごみ）
- ・ 芯の部分（金属の部分：燃やさないごみ プラスチックの部分：分別収集）

関連 問 25

参考：プラスチックごみ分別収集を実施する場合の回収場所について

- ・ 週1・2回の回収の場合：燃やすごみのごみステーション
- ・ 月1・2回の回収の場合：資源ごみのごみステーション

※お住まいの地区によっては、燃やすごみと資源ごみのごみステーションが離れている場合もあり、その場合は、拠点（公民館等）での回収も検討することが考えられます。

<国及び県の取組み>

【国の動向】

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、資源の消費が抑えられ、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を進めています。
- 令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」を施行し、製造から廃棄までのライフサイクル全体で対策を強化しました。また、企業・自治体・消費者それぞれに役割を分担させ、回収・再資源化の仕組みを制度化しています。
 - それまでの「容器包装リサイクル法」による容器包装プラスチック（食品トレイ、レジ袋、PET ボトル等）の再商品化だけでなく、新たにプラスチック使用製品（バケツ、食器、ハンガーなど多様な製品）も再商品化の対象とする仕組みが作られました。
 - 「市町村は、プラスチック使用製品の分別収集や再商品化に向けて取り組むよう努めなければならない」とされています。（努力義務：強制力や罰則はないが、できるだけ取り組むことが望ましい、とされています。）

【県の動向】

- 県民、事業者、市町と協力し、令和4年度から「ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアム」として、公民連携によるプラスチックの使用削減・資源循環の取組を進めています。
コンソーシアムの4つのテーマ
 - 「プラスチックの使用削減などの促進」：生分解性プラスチックの利用促進
 - 「水平リサイクル等の促進」：食品トレイ、透明パックの店頭回収促進
 - 「市町が回収する製品プラスチックの効率的な資源循環」：小野市、加西市、加東市との共同事業
(プラスチック資源潜在量の把握、リサイクルケース別のコスト・CO2 削減効果の検証)
 - 「行動変容の促進」：スポーツウェア回収イベント、ごみ拾いアプリ活用、その他啓発イベント
- 兵庫県資源循環推進計画（令和6年1月）では、重点的な取組事項として、プラスチックの使用削減と焼却量削減を挙げています。

一般廃棄物の処理は市町村ごとの事情に適した分別方法により、各市町村が判断することになります。